

令和7年第3回八峰町議会臨時会会議録

令和7年5月16日（金曜日）

議 事 日 程 第 1 号

令和7年5月16日（金曜日）午前10時開会

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸般の報告

第 4 議案第42号 専決処分事項の報告について

（八峰町税条例の一部を改正する条例制定について）

第 5 議案第43号 専決処分事項の報告について

（八峰町入湯税条例の一部を改正する条例制定について）

第 6 議案第44号 専決処分事項の報告について

（八峰町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について）

第 7 議案第45号 専決処分事項の報告について

（令和6年度八峰町一般会計補正予算（第12号））

第 8 議案第46号 専決処分事項の報告について

（令和6年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号））

第 9 議案第47号 令和7年度八峰町一般会計補正予算（第1号）

出席議員（12人）

1 番 笠 原 吉 範	2 番 伊 藤 一 八	3 番 奈 良 聡 子
4 番 芦 崎 達 美	5 番 水 木 壽 保	6 番 菊 地 薫
7 番 腰 山 良 悦	8 番 見 上 政 子	9 番 須 藤 正 人
10 番 門 脇 直 樹	11 番 山 本 優 人	12 番 皆 川 鉄 也

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町 長	堀 内 満 也	副 町 長	田 村 正
教 育 長	鈴 木 洋 一	総 務 課 長	和 平 勇 人
財 政 課 長	堀 内 敬 文	企画政策課長	高 杉 泰 治
建 設 課 長	浅 田 善 孝	防災町民課長	工 藤 善 美
農林水産課長	堀 内 和 人	商工観光課長	成 田 拓 也
税務会計課長	今 井 利 宏	福祉保健課長	菊 地 俊 平
教 育 次 長	山 本 節 雄	学校教育課長	山 本 望
生涯学習課長	鈴 木 美由紀	農業委員会事務局長	内 山 直 光

議会事務局職員出席者

議会事務局 長	石 上 義 久	議会事務局庶務係長	須 藤 佳奈子
---------	---------	-----------	---------

午前 10 時 00 分 開 会

○議長（皆川鉄也君） おはようございます。

これより令和 7 年第 3 回八峰町議会臨時会を開会します。

ただいまの出席議員数は 12 名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第 124 条の規定により、9 番須藤正人君、10 番門脇直樹君、11 番山本優人君の 3 名を指名します。

日程第 2、会期の決定を議題とします。

本臨時会の会期は、本日 1 日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は、本日 1 日限りと決定しました。

日程第 3、諸般の報告を行います。

議長報告につきましては、別紙報告書のとおりでありますので、朗読は省略させていただきます。

堀内町長より発言を求められておりますので、今議会提出議案の提案と併せて発言を

許します。堀内町長。

○町長（堀内満也君） おはようございます。

本日、令和7年第3回八峰町議会臨時会を招集しましたところ、議員の皆様には大変お忙しい中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

開会にあたりまして、本臨時会を招集した経緯についてご説明いたします。

はじめに、令和6年度一般会計補正予算の専決処分についてであります。

令和7年3月31日付けで専決処分した一般会計補正予算は、5,140万5,000円を追加し、補正後の総額を69億6,241万6,000円としており、今議会において報告し、承認を求めるものであります。

その主な内容は、歳入については、地方交付税、国庫支出金、各種交付金の確定に伴い増額したほか、歳出については、事業の確定に伴い事業費を減額したもので、これにより歳出に充てる一般財源を確保できる見通しとなったことから、財政調整基金の一般分の取り崩しを全額取り止め、さらに基金を積み立てることとしております。

これにより、財政調整基金の令和6年度末基金残高は約25億2,000万円となり、前年度より約1億4,000万円増加する見込みであります。

次に、「新しい地方経済・生活環境創生交付金」事業についてであります。

町では、災害時の迅速な情報提供の手段や、住民と双方向型の情報基盤を整備しつつ、より使いやすいものとするため、町公式「LINE」の機能強化を進めるほか、町の観光パンフレットについては、インバウンドに対応するための多言語対応や、アクセス解析データの活用を容易にするため、「多機能観光デジタルパンフレット」を導入することとしております。

このたび、両事業について、「新しい地方経済・生活環境創生交付金」の対象事業として採択されることが決まりましたので、関係予算を本臨時会に提案するものであります。

それでは、今議会に提案している議案についてご説明いたします。

議案第42号、専決処分事項の報告については、八峰町税条例の一部を改正する条例の専決処分報告であり、地方税法及び地方税法施行令等の一部改正に伴う改正であります。

議案第43号、専決処分事項の報告については、八峰町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分報告であり、地方税法施行令の一部改正に伴う改正であります。

議案第44号、専決処分事項の報告については、八峰町入湯税条例の一部を改正する条例の専決処分報告であり、マイナンバー法の一部改正に伴う改正であります。

議案第45号、専決処分事項の報告については、令和6年度八峰町一般会計補正予算（第12号）の専決処分報告であります。

議案第46号、専決処分事項の報告については、令和6年度八峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の専決処分報告であり、既定額に88万6,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を1億1,675万3,000円とするものであり、保険料収入の確定に伴う補正であります。

議案第47号、令和7年度八峰町一般会計補正予算（第1号）は、既定額に1,135万9,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を66億2,035万9,000円とするものであり、主な内容は、「新しい地方経済・生活環境創生交付金」事業の追加であります。

以上、今議会臨時会の議案は6件であります。

詳細については各議案提案の際にご説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（皆川鉄也君） 日程第4、議案第42号、専決処分事項の報告について（八峰町税条例の一部を改正する条例制定について）を議題とします。

当局の説明を求めます。今井税務会計課長。

○税務会計課長（今井利宏君） 議案第42号についてご説明いたします。

議案第42号、専決処分事項の報告について。

地方自治法第179条第1項の規定により、八峰町税条例の一部を改正する条例を定めることについて、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものである。

令和7年5月16日提出

八峰町長 堀 内 満 也

次のページは専決処分書でございます。

専決処分第2号

専決処分書

八峰町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和7年3月31日

次のページは条例を改正する改正文です。

はじめに、条例を改正する理由ですが、地方税法等の一部を改正する法律及び関係政省令が令和7年3月31日に公布され、これにより、原則として同年4月1日から施行されることになりました。それに併せて八峰町税条例の一部を改正するものです。

今回の税制改正で、町税に係る分につきましては、個人住民税、軽自動車税、町たばこ税の改正のほか、引用先の法令や政省令の「規定の新設や追加、削除、文言修正」に対応する条項ずれなどがありました。改正の詳細や条文一つ一つの説明は割愛させていただき、別に提出しております資料に沿って概要を説明させていただきます。

タブレットにあります議案第42号説明資料（概要説明）をご覧ください。

はじめに、個人住民税についてです。

大きく3点で、1つ目は給与所得控除の見直しです。1ページ目の①番です。給与所得控除のうち、最低保証額が現行の55万円から65万円に最大10万円引き上げられます。表の3列目の黄色で塗りつぶしているところが今回の改正となる部分です。1列目の年収の区分で見ますと、給与収入190万円以下の方が該当します。4列目は引上げ額ですが、給与収入が162万5,000円で最大10万円の引上げ、収入が増えるに従い引上げ額は逡減していき、収入190万円です引上げ額がゼロ円となります。収入190万円を超えますと、控除額が2列目の計算式で求められ、控除額が65万円を超えるので、今回の改正の影響はありません。また、この改正は給与所得控除なので、給与収入がない方については変更はなく、影響はありません。

2つ目は、扶養控除に係る所得要件の引上げです。1ページ目中段②番です。これまで扶養控除は、前年度の合計所得が48万円以下の方を扶養している場合に該当し、一般扶養で33万円の所得控除を受けられる仕組みでした。改正後は、前年度の合計所得が58万円となりますので、対象となる所得要件が10万円引き上げられました。これは、控除額の変更ではなく、被扶養者（扶養される方）の所得の条件を引き上げることの変更となります。

3つ目は、特定扶養控除の拡充と特定親族特別控除の新設です。資料の③番です。現行の特定扶養控除の条件は、19歳から22歳までの大学生年代の子どもを扶養していて、子どもの前年度の合計所得が48万円以下の場合に該当し、扶養している親が45万円の所得控除を受けられる制度でした。このため、子どものアルバイトは103万円（所得で

48万円）、103万円までに納めるよう親子で注意していたことと思います。今回の改正により、子どもの給与収入が123万円までは控除を受けられるように制度が拡充されました。また、給与収入が123万円を超えても、188万円までは控除額が逡減するものの、控除を受けられる制度が新設されました。これが「特定親族特別控除」です。

町の個人住民税収入の影響ですけれども、給与所得控除が増えることや、各種控除を受けられる条件が緩和されることで、課税所得が減るため、課税額も減少し、税収は減になると思われます。また、この減収分については、国からの補填はありません。

次に、軽自動車税に関してです。

資料の2ページ目の上段です。制度改正により、令和7年4月1日より、総排気量125cc以下かつ最高出力を4kw以下に制御したバイク、いわゆる「新基準原付バイク」の区分が創設されました。提出資料の表内の黄色の塗りつぶし部分です。背景には、令和7年11月から新たな排出ガス規制が適用されることがあります。技術的に原付バイクでは排出ガス基準をクリアできないため、ホンダやスズキをはじめとするバイクメーカーが生産中止を決定しております。「新基準原付バイク」の税率及びナンバープレートの色は、現在の50ccと同じ扱いになります。交通ルールにおいても、制限速度30km以下、二段階右折、二人乗り禁止、運転可能免許も現在の50cc原付と同様です。

なお、50cc原付バイクは、生産は中止になるものの、すぐ乗れなくなるというわけではありません。中古品の売買も可能ですし、現在乗っている方はこれまで同様に使用は可能です。

次に、たばこ税に関してです。

今回の制度改正により、令和8年4月1日より、加熱式たばこの課税方式が見直されることになりました。現行では、加熱式たばこの重量と実際の価格の2つの要素から紙巻きたばこの本数に換算していましたが、改正後は重量による換算方式と変わることになりました。結果として、加熱式たばこの税負担は、現在より高くなることとなります。しかしながら、加熱式たばこの消費者及び市場への影響を考慮し、課税見直しについては、令和8年4月1日と令和8年10月1日の2段階で行う激変緩和措置がとられております。

以上が町税に関する主な改正の概要であります。

なお、新聞等では、年収103万円の壁が徹発され、160万円に引き上げられたことを

目にしますが、それは所得税の話で、給与収入で160万円ですと、所得税は非課税になりますが、住民税は課税されます。国税である所得税と町税である個人住民税の扱いでは、様々な控除の額が異なるためです。

この改正条例の施行日については、原則令和7年4月1日ですが、個人住民税関係は令和8年1月1日、たばこ税に関しては令和8年4月1日と同年10月1日となっております。

説明は以上です。タブレットに新旧対照表を載せておりますので、議員の皆様には後でご覧になっていただきますようお願いいたします。

それでは、よろしくご審議いただき、何とぞご承認いただきますようお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第42号について質疑を行います。質疑ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） まず専決処分のことについて、町長の考え方をちょっと伺いたいと思います。

専決処分が5件あるんですけれども、今回の町税の改正には、24年の12月27日に閣議決定して12月17日に補正で成立して、まあ今課長の話だと、4月1日施行のためということでありましたけれども、専決処分ができるのは、まあ議員必携見れば、議会が成立しない場合、解散とか総辞職、それから議員定数が満たない、極端に議員数が少なかったり、緊急を要するので招集に時間に余裕がなかったりとか、天災とかいろいろ、また故意に議会が議決引き伸ばしたりっていうことがあるんですけれども、今回のこの専決処分について、大事な条例、条例の決定というのは予算の次に大事な議会の役割だと思います。それがどうしてこう、4月1日施行のためというだけの理由なのか、国会の方ではもう成立してますので、専決ではなくて、やはりこれは本会議の中でしっかりと議論しながら進めてほしかったなと思いますが、町長の考えを伺います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。今井税務会計課長。

○税務会計課長（今井利宏君） 先ほどの説明の中でもお話しましたが、地方税法等の改正が、公布されたのが3月31日、施行されるのが4月1日ということで、制度そのものがもうその段階で変わってしまうという関係で、この町条例はそれに合わせて改正するものですので、定例会待ってやるものではなく、あくまで3月31日で専決処分して

4月1日から行うという考え方でおります。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ないので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 反対をいたします。

住民税の基礎控除を引き上げた場合に、税率が一律10%なので全ての対象者は1万円の減税になるんですけれども、低所得者にとっては1万5,000円の減額となるべきところを5,000円に抑えられております。また、大学生相当の子どもの年収の壁は解消されましたけれども、対象者は19歳以上23歳未満と限られたために、18歳と23歳以上の子どもは適用されません。本人の税負担は4万円、150万円、180万円超えると増えて、国保に入らなければなりません。学生は本来、長時間アルバイトではなくて、学ぶべきための施策を国はしっかりと取らなくてはならないと思います。この場当たり的な国の施策が町民にも影響を及ぼしますので、以上をもって反対をいたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ないので、これで討論を終わります。

これより議案第42号を採決します。この採決は起立で行います。本案について原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（皆川鉄也君） 起立多数です。したがって、議案第42号は原案のとおり承認されました。

暫時休憩いたします。

午前10時21分 休 憩

.....
午前10時21分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 会議を再開いたします。

先ほど町長の議案提案の説明の中で、訂正すべき部分が生じたので、町長からその部分についてを説明願います。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 先ほど私の行政報告の中で議案の説明させていただきましたけども、タブレットの２ページ目となりますけれども、議案第43号と申しましたけども、内容がそこが議案第44号、そしてまた議案第44号の方が43号となりますので、お詫びして訂正させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） 日程第５、議案第43号、専決処分事項の報告について（八峰町入湯税条例の一部を改正する条例制定について）を議題とします。

当局の説明を求めます。今井税務会計課長。

○税務会計課長（今井利宏君） 議案第43号についてご説明いたします。

議案第43号、専決処分事項の報告について。

地方自治法第179条第１項の規定により、八峰町入湯税条例の一部を改正する条例を定めることについて、別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものである。

令和７年５月16日提出

八峰町長 堀 内 満 也

次のページは専決処分書でございます。

専決処分第３号

専決処分書

八峰町入湯税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めることについて、地方自治法第179条第１項の規定により専決処分する。

令和７年３月31日

八峰町長 堀 内 満 也

次のページは条例を改正する改正文です。

改正理由ですけれども、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の一部が改正され、令和７年４月１日から施行されることになりました。これに伴い、八峰町入湯税条例の一部を改正するものであります。

別に提出しております議案第43号説明資料（新旧対照表）をご覧ください。

内容といたしましては、文言の修正と町入湯税条例で参照している法律の項ずれに対応するものでございます。参照とする法律は「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、いわゆる「マイナンバー法」です。この中で、「法人番号」の規定がマイナンバー法第２条15項から第２条第16項に変わった関係で、

それを反映しての改正となります。

改正は、令和7年4月1日でございます。

説明は以上です。よろしくご審議いただき、何とぞご承認いただきますようお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第43号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないので、討論を終わります。

これより議案第43号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第43号は原案のとおり承認されました。

日程第6、議案第44号、専決処分事項の報告について（八峰町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について）を議題とします。

当局の説明を求めます。今井税務会計課長。

○税務会計課長（今井利宏君） 議案第44号についてご説明いたします。

議案第44号、専決処分事項の報告について。

地方自治法第179条第1項の規定により、八峰町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定めることについて、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものである。

令和7年5月16日提出

八峰町長 堀 内 満 也

次のページは専決処分書でございます。

専決処分第4号

専決処分書

八峰町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めることについて、

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和7年3月31日

八峰町長 堀 内 満 也

次のページは条例を改正する改正文です。

はじめに、条例を改正する理由ですが、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和7年3月31日に公布され、令和7年4月1日より施行されておりますので、それに合わせて八峰町国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。

別に提出しております議案第44号説明資料（新旧対照表）をご覧ください。

今回の改正は2点あります。

1点目については、課税限度額の上限の引上げです。保険税のうち、基礎課税分（医療分）ですけれども、これが現行の65万円から66万円に1万円引き上げられ、後期高齢者支援金課税分の課税限度額が現行の24万円から26万円に2万円引き上げられました。これにより、介護分を含めた課税限度額の上限は、現行の106万円から109万円に3万円引き上げられました。

令和6年度を基に推計してみますと、基礎課税部分の上限が65万円となっていた世帯は10世帯でしたが、上限を66万円にしても10世帯であり、増減はありませんでした。税額（税収）ですけれども、10万円の増となる見込みです。また、後期支援分の24万円となった世帯は7世帯でしたが、上限を26万円にすると5世帯になり、上限世帯は2世帯減となりました。税額では11万9,000円の増収と見込みました。

2点目については、保険税額の軽減措置に関わる軽減判定所得の引上げです。国保税の算定にあたり、世帯主及び国保加入者の所得が基準より低い場合には、国保税の所得割と均等割を軽減する制度があります。八峰町では、7割、5割、2割の軽減措置を行っており、今回の制度改正では、5割軽減及び2割軽減の判定所得の算定方法が変更になりました。5割軽減では、世帯の人数に乗ずる金額を現行の29万5,000円から30万5,000円と1万円引き上げ、また、2割軽減の判定では、現行54万5,000円を56万円と1万5,000円引き上げる改正です。

令和6年度を基に試算してみますと、この改正により、2割軽減から5割軽減に移行するのが5世帯7名の増、軽減なしから新たに2割軽減となるのが6世帯10名の増と推計されました。税額で見ますと28万4,700円軽減されるため、税収では同額の28万4,700円の減収となります。減収分につきましては、公費補填されますので国保財政の

影響はありません。

今回の改正では大きく税収が変わるわけではありませんが、税額の上限を引き上げること、それから税額の軽減判定の所得額を引き上げることにより、これまで以上に所得に応じた税負担が図られたと言えます。

改正の施行期日は、令和7年4月1日でございます。

説明は以上です。よろしくご審議いただき、何とぞご承認いただきますようお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第44号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 私は反対をいたします。

農家の米価の引上げで所得が増えていると思うんですけども、昨年度の申告では10世帯、変わらないということですが、今後この世帯は、1,170万円の収入の人たちが対象ですので、これは当然増えると思います。で、この限度額の引上げは、基礎賦課分66万円、後期支援分24万円から26万円、介護分は変わらないんですけども、先ほど言われたように106万円から109万円ということで上限が増えます。これは大変な負担になって、減税分の5世帯、6世帯よりも、やはり影響を受ける10世帯の方が多いと思いますし、これは4年間引き続いて連続して値上げされております。高額医療費も80万円から90万円というふうに引き上げられ、国の方では100億円の国保の削減に繋がったと言われてますけれども、今後の国保財政の悪化にも繋がってきます。これは町民の皆さんにも影響してきますので、このことについては反対をいたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第44号を採決します。この採決は起立で行います。本案について原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（皆川鉄也君） 起立多数です。したがって、議案第44号は原案のとおり承認さ

れました。

日程第7、議案第45号、専決処分事項の報告について（令和6年度八峰町一般会計補正予算（第12号））を議題とします。

当局の説明を求めます。田村副町長。

○副町長（田村 正君） それでは、議案第45号、専決処分事項の報告についてをご説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年度八峰町一般会計補正予算（第12号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

令和7年5月16日提出

八峰町長 堀 内 満 也

次のページをお開きください。専決処分書でございます。

令和6年度八峰町の一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,140万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69億6,241万6,000円とするものでございます。

補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

第2条、地方債の補正につきましては、地方債の変更で「第2表 地方債補正」のとおりでございます。

5ページをお開きください。

地方債の変更でございますが、過疎対策事業の通常分ほか3事業について、起債の額が確定したことに伴い限度額を変更するものでございます。

次に、歳入歳出の主な補正部分についてでございますが、このたびの専決処分は、年度末における歳入歳出ともに金額の確定や確定見込みに伴うものが多数でございますので、その部分は説明を省略させていただき、要点となるものについてご説明いたします。

まず、歳入についてですが、9ページをお開きください。

2款地方譲与税から、13ページを開いていただきまして12款交通安全対策特別交付金までは、各種譲与税や交付金が確定したことによる補正でございます。このうち、13ページの11款地方交付税につきましては、特別交付税が1億4,027万1,000円の追加となっておりますが、これは過去3カ年に発生した災害復旧事業費の追加分が主な内容

となっております、令和５年の豪雨災害に対する追加交付が主となっております。

15ページ・16ページをお開きください。

15款国庫支出金１項３目災害復旧費国庫負担金1,449万7,000円の追加は、林道施設災害復旧費に対するもので、次の２項の国庫補助金４目土木費国庫補助金2,813万5,000円の追加は、町道交差点改良事業と、この冬の除雪費に対する追加交付でございます。

17ページ・18ページをお開きください。

18款寄附金１項１目の一般寄附金は、金谷信榮氏、若狭敏春氏、鈴木茂雄氏の３名から寄せられた寄附金で、合計で1,100万3,000円の追加でございます。

２目総務費寄附金は、令和６年度に11社から寄せられた企業版ふるさと納税寄附金が増加したもので、合計で478万9,000円の追加でございます。

３目教育費寄附金は、金谷信榮氏から図書購入費として寄せられた寄附金で、500万円の追加でございます。

19ページ・20ページをお開きください。

19款繰入金２項１目財政調整基金繰入金につきましては、地方交付税や国庫支出金などの追加補正により財源不足額補填分として予定していた一般分の財調からの繰入金を全額取りやめることとし、公園整備分と合わせ１億6,794万4,000円を減額するものでございます。

21款諸収入４項３目の教育費受託事業収入は、３月補正予算でＡＩの活用による英語教育強化事業を予算計上するとともに、令和７年度へ繰越明許費を設定したものでございますが、年度末に文部科学省の実証研究事業に採択され、町が受託事業として実施することになったことから、財源を107万3,000円追加するものでございます。

続きまして歳出をご説明いたします。

歳出の補正は、事業費の確定及び精算見込みに伴う減額や財源更正がほとんどでございますので、その部分の説明は省略させていただき、13款諸支出金の追加補正についてのみ説明させていただきます。

35ページと36ページをお開きください。

13款諸支出金２項基金費１目財政調整基金費につきましては、歳入のところでもご説明しましたが、令和６年度の財政調整基金の一般分の取り崩しを全額取りやめることとしましたが、さらに積み立てる財源が生じたため、基金積立金として中学校教育寄附

金や図書寄附金と合わせて5,686万7,000円を追加するものでございます。

この結果、財政調整基金の令和6年度末残高は、前年度末より、およそ1億4,000万円増加し、25億2,552万円となる見込みでございます。

8目ふるさと八峰応援基金費は、ふるさと納税寄附額の確定に伴う減額で、11目自然再生基金費と12目森林環境譲与税基金費は、それぞれオフセットクレジット売払収入と森林環境譲与税が確定したことにより、基金に積み立てるものでございます。

説明は以上でございます。何とぞよろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願いいたします。終わります。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第45号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第45号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第45号は原案のとおり承認されました。

日程第8、議案第46号、専決処分事項の報告について（令和6年度八峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号））を議題とします。

当局の説明を求めます。菊地福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊地俊平君） 議案第46号、専決処分事項の報告についてをご説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年度八峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

令和7年5月16日提出

八峰町長 堀 内 満 也

次のページです。専決処分書でございます。

令和6年度八峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ88万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,675万3,000円とするものでございます。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

6ページ目をお開きください。

1款1項1目後期高齢者医療保険料2節現年度分普通徴収保険料へ88万6,000円の追加でございます。

次の8・9ページ目をお開きください。

2款1項1目後期高齢者医療保険料へ、歳入と同額の88万6,000円の追加でございます。先ほどの町長の行政報告のご説明にあったとおり、これらは令和6年度3月分の普通徴収保険料の確定によるものでございます。

説明は以上でございます。何とぞご審議いただき、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第46号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第46号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第46号は原案のとおり承認されました。

日程第9、議案第47号、令和7年度八峰町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

当局の説明を求めます。田村副町長。

○副町長（田村 正君） それでは、議案第47号、令和7年度八峰町一般会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

令和7年度八峰町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,135万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ66億2,035万9,000円とするものでございます。

補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

令和7年5月16日提出

八峰町長 堀 内 満 也

6ページ・7ページをお開きください。

歳入歳出の主な補正理由について事項別明細書に基づいてご説明いたしますが、このたびの補正は、国などから新規で採択となった事業の追加でございます。

まず、歳入についてでございますが、15款国庫支出金2項1目1節の総務費補助金は、町の公式LINEの広報機能拡充事業と、多機能観光デジタルパンフレット導入事業に充てるもので、「新しい地域経済・生活環境創生交付金」438万4,000円を追加するものでございます。

16款県支出金2項7目1節の教育費補助金は、八峰中学校の「校内教育支援センター支援員配置事業」に充てるもので、49万6,000円を追加するものでございます。

19款繰入金1項3目1節のふるさと八峰応援基金繰入金は、歳出の町負担分の財源に充てるもので、少子化対策分と人口減少社会への対応分を合わせた500万5,000円を追加するものでございます。

21款諸収入4項3目2節の学校教育費受託事業収入は、AIの活用による英語教育強化事業に充てるもので、「小・中学校を通じた英語教育強化事業受託収入」147万4,000円を追加するものでございます。

なお、この事業は、文部科学省から実証研究として受託したTOPPAN株式会社から、さらに町が再受託するものであり、財源は国庫支出金ではなく、諸収入の受託事業収入として整理しております。

8ページ・9ページをお開きください。

続きまして歳出をご説明いたします。

2 款総務費 1 項 2 目文書広報費は、国の「新しい地域経済・生活環境創生交付金」を活用し、町政情報の配信の充実を図るとともに、オンライン手続きなどのデジタル化を促進するため、町の公式 L I N E の機能を拡充する経費で、12 節委託料に 121 万円と、13 節使用料及び賃借料に L I N E 拡充機能利用料 255 万 8,000 円を追加するものでございます。

次に、7 款商工費 1 項 3 目観光費 12 節委託料は、同じく国の「新しい地域経済・生活環境創生交付金」を活用し、従来の紙媒体の観光パンフレットをデジタル化するための経費で、多機能観光デジタルパンフレット導入業務委託料 500 万円を追加するものでございます。

10 款教育費 1 項 3 目教育助成費につきましては、まず、八峰中学校に校内教育支援センターを設置して不登校対応業務に従事する支援スタッフを配置するため、会計年度任用職員報酬 77 万 9,000 円のほか、職員手当 18 万 3,000 円、費用弁償 10 万円を追加するもので、また、小学校 5・6 年生及び中学生を対象に、タブレットで A I を相手とする A I 対話型英会話アプリを導入して、授業や家庭学習などで活用するための経費として、先進地視察関係旅費 67 万 1,000 円のほか、消耗品費 19 万 8,000 円、生成 A I 活用のための教員研修業務委託料 66 万円を追加するものでございます。

説明は以上でございます。何とぞよろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願いいたします。終わります。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第 47 号について質疑を行います。質疑ありませんか。11 番山本優人君。

○11 番（山本優人君） 9 ページの L I N E の利用充実するということですが、これを使うその内容ですね、何をこの L I N E で、どんな業務をやって、町民がスムーズに役場の届け出等を目指しているのか。まあ細かいところまではいらないですが、ある程度の概要を説明してください。

もう一つ、下のデジタル観光パンフレットの導入も同じくですね、これが、観光者がそのデジタルの Q R コードでもいいですが、それをどこで手に入れるのかと。数々の観光地、まあ数々の観光施設あると思いますが、そこに Q R コードとか設置してないですね、簡単には取れないわけですよね。もしくは、ホームページから引っ張ってくるとかというふうな連動性はどの程度まで考えているのかということ、2 点お願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの 11 番議員の質問に対し、当局の答弁を求めます。高

杉企画政策課長。

○企画政策課長（高杉泰治君） ただいまの山本議員のご質問にお答えいたします。

私の方からは、さきにLINEの広報機能拡充事業の分についてご回答いたします。

まず、現在の町の公式LINEにつきましては、無料版を使っているということもありまして、一方的な情報配信となっております。

そこで、今回こちらの方の事業を活用しながら、まず1つ目にセグメントの配信機能というものを追加したいというふうに考えております。こちらの方につきましては、受信の設定に応じたメッセージの配信が可能となっております。例えばですけれども、受信される方が例えば高齢者の場合でありますと、子育て関係の情報を受信は不要というふうな判断した場合は、そちらの方を機能の方から外していただきますと、そちらの方はその方、高齢者の方は受信しないと。例えば逆に高齢者向けの案内をLINEで発信した場合、子育て世帯の方でそちらの方は情報が必要ないといった場合は、そちらの方の機能をオフに設定することによって、子育て世帯の情報は得られますが、高齢者向けの情報はカットできるというような形のものでございます。

あと、続きまして防災機能です。こちらの方は、災害発生時の一斉通知や、あと避難所が開設された際には、そちらの方の誘導までできるものと、導入したいというふうに考えております。

3つ目に自動応答機能でございます。こちらの方につきましては、町民からの問い合わせにつきまして、簡単なものにつきましては自動対応で対応できるものを導入したいというふうに考えております。

また、そのほか、アンケート機能の入力や受付とか、あと、ゆくゆくは電子申請を行う際の窓口にしたいというふうに考えております。具体的には、まず、かなり高度な添付書類等を必要とするものはなかなか検討が必要かと思いますが、簡単な申請のものでありますと、例えばLINEの方から情報を発信して、そちらの方をクリックしていただきますと、そこから町の方のホームページに飛んで、そのホームページの方をさらにクリックすると、例えばマイナポータルの方に飛んでいって、そこの方から電子申請の受付等を行うというサービスまで進めていきたいというふうに考えております。

LINEのものについては以上でございます。

○議長（皆川鉄也君） 成田商工観光課長。

○商工観光課長（成田拓也君） 私の方からは、山本議員のデジタル観光パンフレットの

関係についてお答えいたします。

本業務につきましては、ＱＲコードにアクセスするだけで情報が取れるというシステムでございまして、そのＱＲコードをどこに配置するかというところですけども、町内の観光施設、主要施設はもちろんですけれども、飲食店等の観光事業者様にもご協力いただいて、そういったチラシ等も作成しますので、町内に来たお客様にはそういったところでアクセスしていただく。それから、そのＰＲ用のチラシの方につきましては、町外の様々な観光案内所等への配付もしながらアクセスの向上に努めていきたいと思っております。また併せて、ただいまのＬＩＮＥですとか町のホームページ等、そういったＳＮＳ、そういったデジタル媒体にもアップしながらアクセスの向上に努めたいと考えております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） ＬＩＮＥのことについては私も想像できるんですが、これらＬＩＮＥの使用っていうか登録者っていうのは現在どの程度いるのかということと、まあこれから生まれてくる人はＬＩＮＥ、まあそれ以外のこのＳＮＳの活用というのはほとんど分かってるはずですが、現況、現在においてもですね、やっぱりある程度の興味のある積極性のある高齢者は携帯を使いこなせてるわけですよね。ですから、それをやはり宣伝し、そのＬＩＮＥを積極的に活用するようなことをですね、まあ教えていかないと、せっかくのものが駄目になるわけですよね。ですから、まあなかなか高齢者は難しいことと言って、私難しくてやれねえとか何とかということじゃなくて、もし携帯が持っている人であれば是非登録してもらいようにやっぱり指導していかないと、これがひとつ課題だと思います。

もう一点、先ほどデジタルの関係ですが、今朝の新聞ですか、3人のＳＮＳの何だっけ、大使、八峰町の宣伝大使みたいな任命の記事がありましたが、その八峰町も売るのが少ないんですね。物品もそうですが、観光地といっても、その観光地というものがない。そういった中でですね、これをいかにしてこう広めるかということになるわけですが、これについては彼女ら3人の情報発信も非常に期待してますが、それ以外にもやはり第三者の目っていうか、八峰町民でない人の目がですね、やはりこの町の良さを引き出してくれるわけですよ。ですから、その辺のことをですね捉えれば、別に彼女ら3人だけでなくですね、ＳＮＳでワンポイントの発信というものもやっぱり出せるよう

な、そういうふうな観光発信、情報発信というものは私は必要ではないのかなというふうに思うわけですよ。住んでる人は、この魅力っていうものが現実分かってないと私は思ってます。ですからその辺のところをですね、強化してもらいたい。

で、もう一点は、その各自治体の方にいろんなこのＱＲコードの取れる情報を出すということをして書いてありましたが、役所が役所側にそういう情報発信しても何にもありません。これは飲食店とかですね、そういうところに出すべきな情報なんですよ。ですから、今まで失敗してきてるのは、どこの自治体でもどこの団体でも同じような団体に全部配るわけですよ、あのポスター。ですから誰も住民が分からない。ですから、要は簡単な話、飲み屋とかそういう人が集まるところに出すべきであって、そういう役所には配付は一切要らないと思いますので、その辺よろしくをお願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの11番議員の質問に対し、答弁を求めます。高杉企画政策課長。

○企画政策課長（高杉泰治君） ただいまの山本議員のご質問にお答えいたします。

まずはじめに、ＬＩＮＥの現在の登録者数ですが、今、臨時会始まる前に確認したところ、現在の登録者数は1,014人というふうになっております。公式ＬＩＮＥの登録につきましては、広報誌の一番の表紙の方に毎回まずこうＱＲコードを張りつけて周知しているところでありますが、そのほかにも、先月、民生委員の会議の際にも職員の方が出向きまして登録のお願いの方をしてまいりました。また、先般開催された自治会長会議の際にも、私の方から、まだ未登録の方がおられましたら登録くださるようお願いしております。だからといって著しく増えるかと言われれば、なかなか厳しいものもあるかと思いますが、そこら辺に関しましても今後とも周知の方に努めてまいりたいというふうに考えております。

続きまして、ＬＩＮＥの方の内容の方ですけれども、当然セグメント機能のところでも説明しましたが、こちらの方につきましては、当然観光情報とか行事、イベント情報なども合わせて配信することとしております。

あと、若い人はいいけれどもということで、高齢者の方々の使い方につきましても、こちらの方も機能の方を充実したのも合わせまして、広報の方で使い方等を載せたりとか、また要望が、要望といいますか、その状況を見ながら、必要に応じて例えば各自治体会議でその使い方の説明会等を開催する等を検討してまいりたいというふうにも考えております。

あと、ふるさと大使の件ですけれども、今回３名の方が大使として任命いたしております。そちらの方々につきましても、皆さんインスタグラム等やられているということです。うちの方でもそういったインスタグラムはやってますよということも併せて周知してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） 成田商工観光課長。

○商工観光課長（成田拓也君） 山本議員のご質問にお答えいたします。

情報発信の強化につきましては、より効果が上がるように、町担当だけではなくて様々な観光事業者さんですとか観光協会、いろいろな方々のご意見もいただきながら、より効果が上がるように工夫してまいりますけれども、本機能におきましてはアクセス数等の情報も随時抽出できる機能がありますので、こういった場所が検索されてるとかそういった情報を分析しながら、より作ったものを効果的に生かせるような取り組みを考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） 堀内町長。

○町長（堀内満也君） 幾つかご質問ありましたけども、まずLINEについては、先ほど課長が言ったとおり1,000人程度ということで、町人口の6分の1ぐらいしかまだ登録されてないということですから、やはりこの数自体をですね、もっともっと増やしていくことが大事だというふうに思っています。したがって、今まではですね広報にQRコードを載せて登録してくださいと一方的なところがありましたけども、やはり各自治会の総会とかですか、そういったところにですね、こっちから積極的に繰り出してですねLINEの登録を働きかけるとか、そういった取り組みが今後やっぱり大事になってくるんだろうというふうに思っていますので、そういったところにも力を入れていきたいなというふうに思っています。

また、PR大使、今回３人の方を委嘱したところでございますけれども、３人ともですね、この町で生まれ育った方々ではございません。したがって、やはり外の目が相当あるだろうというふうに考えていますので、そういったところも期待しているところでございます。

また、これ今回３人でございますけれども、これで終わりではなくて、もっともっとこういったPR大使を増やしながらですね、町の魅力発信、そういったところに積極的

に取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございますので、まずは今回ご理解いただきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 私は教育費のことで質問します。

県支出金に校内教育支援センター支援員ということで49万6,000円載って、歳出の方では任用職員で77万9,000円ってなってますけれども、どのような支援をするのか。そして、これを、77万円を12で割ると1カ月6万5,000円くらいだと思うんですね。で、まあ拠点は八峰町に置くような説明もありましたけれども、この人がその月6万5,000円で3校回って、本当にこの支援ができるのかどうかということです。で、その結果をもって教育委員会の方に報告する、出席する、こういう体制がどのようになっているのか。よろしくお願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、当局の答弁を求めます。山本学校教育課長。

○学校教育課長（山本 望君） ただいまの見上議員のご質問にお答えします。

どのような支援かというところですが、実際に学校の方に出向いて、まあ不登校若干名おりますので、そちらの方の対応、それと不登校にならないための対応についてもお願いしたいと考えております。

で、予算についてですが、今考えてるところは1日4時間、週4日勤務になります。で、不登校の人数もまず今のところ少ない状況ですので、そちらの方で、その日数でまず対応していただきたいと考えているところでございます。

説明は以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） この取り組みの結果、教育委員会にはどのように会議に出席したりとか、どのように反映されるんでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、当局の答弁を求めます。山本学校教育課長。

○学校教育課長（山本 望君） どのような活動、それと報告については、随時教育委員会の方にご連絡していただくのと、あと毎月、学協連、校長会等も開いておりますので、その際にも定時で報告していただきたいと考えております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ないので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないので、討論を終わります。

これより議案第47号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これをもって令和7年第3回八峰町議会臨時会を閉会します。

ご協力ありがとうございました。

午前11時11分 閉 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 皆 川 鉄 也

同 署名議員 9 番 須 藤 正 人

同 署名議員 10 番 門 脇 直 樹

同 署名議員 11 番 山 本 優 人